

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（平成31年3月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

- 岡野 進様（端野町） 30,000円
○北見市陶芸指導員会様（美山町） 42,700円

<故人が生前お世話になったため>

- 長山 正人様（端野町） 30,000円 ○大関 義政様（留辺蘂町） 10,000円
○佐藤 千鶴子様（札幌市） 50,000円 ※館野 安子様（端野町）

<各種祝い返しにかえて>

- ※河島 君代様（端野町）